

馴柴地域コミュニティニュース

馴柴小学校区における「地域コミュニティ」がスタートします！（最終報告）

私たちの毎日の生活においては、以前は当たり前だった地域のつながりが希薄になりつつあると共に少子高齢化が進む中、安全・安心に暮らすために解決しなければならない様々な課題があります。これらの課題の解決に向けては、個人や行政の対応だけでは限界があることから、地域に住む私たち住民の力が真に求められています。

馴柴地区では、地域で活動する各種団体などが、地域における情報や課題を共有しながら、連携・協力する組織づくりを目指し、区・自治会・町会、自主防災組織、民生委員児童委員、コミュニティセンター活動推進協議会、青少年育成市民会議、長寿会、花いっぱい運動連合会の代表者が集まり、「馴柴地域コミュニティ設立準備会」の場で話し合いを進めてきました。その結果、5月25日に「馴柴まちづくり協議会」が設立されたので、ご報告します。



〔馴柴地域コミュニティ設立準備会委員〕

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
会長	山岡 唯男	地区長会長	委員	大野 和枝	民生委員児童委員
副会長	井川 光男	地区長寿会長	委員	藤村 里子	民生委員児童委員
副会長	北原 和蔵	地区長会評議員	委員	鈴木 孝子	民生委員児童委員
副会長	土屋 義郎	青少年育成市民会議 支部長	委員	三瓶 和昭	青少年育成市民会議 副支部長
会計	鈴木 龍	地区長会評議員	委員	郡司 照夫	青少年育成市民会議 副支部長
監事	勝瑞 和明	コミュニティセンター活動推進 協議会長	委員	鴻巣 貞夫	長寿会副会長
監事	野口 宣二	花いっぱい運動連合会 副会長	委員	鈴木 要	長寿会副会長
委員	櫻井 秀一	地区長会評議員	委員	加藤 賢三	花いっぱい運動連合 会長
委員	板倉 邦生	地区長会評議員	委員	野口 常德	コミュニティセンター活動推進 協議会副会長
委員	池谷 成二	地区長会評議員	委員	大出 誠一郎	コミュニティセンター活動推進 協議会副会長
委員	横田 有一	地区長会評議員	委員	土屋 広子	コミュニティセンター長
委員	宮本 はな	民生委員児童委員	委員	松尾 禎之	コミュニティセンター副センター長

駒柴地区で活躍する各団体が協力し合うために

駒柴地域コミュニティ設立準備会長

駒柴地区長会長

佐貫1自治会長

山岡 唯男

私たちの駒柴地区では、区・自治会・町会をはじめ、自主防災会、防犯連絡会、小中学校 PTA、長寿会、民生委員児童委員、花いっぱい連合会、コミュニティセンター活動推進協議会などのさまざまな団体が活発に活動しております。

昨年、龍ヶ崎市では13のコミュニティセンターを地域活動の拠点とする中核的な地域コミュニティの形成を主要施策の1つとして推進しておりましたので、駒柴地区でもこの方針に対応して、昨年7月に設立準備会を立ち上げました。

設立準備会では、住民からの多くの意見を反映するため、各団体から複数の代表の方々に参加して頂き、また、先進事例として埼玉県鶴ヶ島市を視察し、その例も参考にしながら検討を進めました。設立準備会の中で、特に検討をすべき問題と思ったのは、次の3点です。

1. 各団体間の連携が十分に行われているのか。もっと連携を深める必要があるのではないか。
2. 高齢化が進む問題にどのように取り組むべきか。現に、花いっぱい運動では、発足当初100人以上の方が草取りに参加していたが、この10年間で会員の高齢化が進み、参加人数が半数以下になっている。
3. 駒柴地区には、市の玄関口とも言われている佐貫駅があるので、他市町村の方が避難してくることも想定し、地区全体を対象とした災害時避難訓練をする必要があるのではないか（一昨年の東日本大震災の時には、常磐線が不通になったため、駒柴コミュニティセンターに避難した乗客がいた）。

このような問題に対応できるように、活動内容を考慮した5つの委員会を置き、関連する団体から選出された委員により活動方針を検討することとして、駒柴まちづくり協議会を設立することにしました。

この協議会が設立された後も、各団体は従来どおりの活動を実施していくこととなりますが、各委員会で討議された内容に従い、相互に協力しあい、調整していただくこととなります。

これで最良の地域コミュニティが完成するとは思われませんが、まだまだ気になるところもありますが、今後、駒柴まちづくり協議会を推進していくなかで解決していけばよいと考えております。

今後も、駒柴地区の住民の皆様方の協力を得て、駒柴地区にふさわしい、豊かで住みよい地域づくりに努力していきたいと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

設立準備会での検討経緯

開催日	主な協議内容など
H24.7/9	設立準備会の会則・役員など
8/3	各種団体の課題など
9/12	各区・自治会・町会への補助金など
10/22	委員会の設置など
11/28	「埼玉県鶴ヶ島市」視察研修
12/5	各委員会の活動内容など
H25.1/23	各種団体との調整事項整理など
2/27	組織の構成について
3/29	規約案・委員の選出について
5/20	組織名称・設立総会について
5/25	設立総会の開催

5/25 に設立総会が盛大に開催されました！



皆さんで元気に楽しく！

馴柴地域コミュニティ設立準備会 副会長
馴柴地区長寿会長

井川 光男

馴柴地区長寿会は、各長寿会（単位長寿会）が横の連携を持ち、地域の特徴を出した活動や交流を図り、高齢化による活動の停滞や会員の減少等を解決しようと、7年前にスタートし、現在800余名の大集団となっています。

この会を地域に根ざした元気で楽しいものにするため、役員・単位長寿会長・会員の方たちが前向きで献身的な活動を行っております。例えば、馴柴小学校1・2年生との昔あそびは、大変にぎやかに行い、子ども達からのお礼の手紙は、こちらも元気をもらい、顔見知りも増えてきました。スポーツ交流会も、輪投げ、ペタンク、ボウリング、グランドゴルフ等を行い、年々参加者も増えて楽しいものです。また、視察研修も評判がよく、大勢の方が参加され、いっそうの交流を深めています。

地域のご協力もいただきながら各種活動に取り組み、大勢でわいわいやる交流は楽しく、行事の都度、ふれあいの輪が広く深くなります。さまざまな問題もありますが、これらの活動は地域福祉にも繋がり、地域コミュニティが目指す、住みよいまちづくりや地域の強化にも繋がればと思っております。

馴柴まちづくり協議会設立に向けて

馴柴地域コミュニティ設立準備会 副会長
佐貫西口町会長

北原 和蔵

この度、馴柴まちづくり協議会設立に対し、設立準備会を9回実施し、いろいろな角度から検討してまいりました。馴柴地区26自治会の現状における活動状況は、大きなバラつきがあり、スタート時点ではいろいろな問題点を抱えております。そのような状況を総合的に判断し、十分に協議をし、皆が理解をした上でのスタートとなりました。まだまだすべてが理解されたわけではなく、あとは走りながら協議し修正する方向で前進いたします。

少子高齢化が叫ばれたのはだいぶ前のように感じておりましたが、昨今の状況を見ると急激に我々の地域に押し寄せてきた感じがいたします。最近、救急車の音が頻繁に感じられ、近所の方が入院されたという話を多く耳にするようになり、隣近所、地域の皆さんとの連携がいかに大切かということを改めて痛感しております。昔から「遠くの親戚より近くの他人」と言われますが、まさしくその通りと深く感じております。このたびの市役所からの提案はまさしく時を得ており、行政主体の対応だけでは限界があり地域に住む元気な私たちの力（協力）が今求められております。馴柴地区は範囲が広く、また住民の数も多いなか、コミュニティセンターを活動拠点に地域活動を行う各団体が集まり、お互いに情報を交換し連携協力しながら地域の課題と向き合い解決していく組織がスタートできることは、住民の一人として頼もしい限りでございます。

今後はあらゆる団体から選出された委員の方々が5つの委員会に所属され、活発に活動されることにより、馴柴地区に住んでよかったと実感できるような安全安心で、そして心豊かな毎日の生活が送れるよう、私も力不足ではございますが微力ながらお役立てできればと思っております。

スタート時点では、いろいろな難題にも遭遇すると思いますが、皆で協力し協議しながら、目的達成に向けて辛抱強く頑張っって前進したいと思っております。何卒馴柴地区の皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

馴柴の地域コミュニティを世代間交流の場に！

馴柴地域コミュニティ設立準備会 副会長
青少年育成龍ヶ崎市民会議馴柴支部長
土屋 義郎

☆ 馴柴地区は諸団体各々が活発に活動中

この度、馴柴地域コミュニティ設立準備会に青少年育成龍ヶ崎市民会議(育成会)馴柴支部から準備会委員として参加させて頂き、他地域と事情が少し違う事が分かりました。

龍ヶ崎市の玄関、佐貫駅を擁する馴柴地区は26地区5,400世帯を超えるマンモス地域で、馴柴地区長会や馴柴地区長寿会、育成会馴柴支部、花いっぱい運動連合会(馴花連)、民生委員・児童委員、PTA、子供会などが独立した団体として十分機能して居り、また各自治会、各長寿会も活発に活動しています。

その事から、それら団体を集合して一組織で運営するのは各々の活動に制約を与えかねないと危惧しました。しかし、準備会委員の皆様の知恵で各单位団体の活動を尊重し、情報の共有と、お互いの協力により地域全体の発展を期する様な協議会の姿になりました。

☆ 地域コミュニティに若い知恵と力を活かそう

馴柴地域コミュニティ設立準備会の委員は、経験豊富という事で選ばれたと思いますが、熟年世代や現役世代など様々な世代間の融合により、地域の問題に取り組んでいかなければ将来の発展は望めないと考えます。佐貫駅の東側と西側の区画整理や多くの宅地開発が進んだ事により高齢化率も龍ヶ崎市の平均値程度に維持でき、現役世代の方々が多数居られますので、地域コミュニティの発展に是非とも知恵と力を貸して頂きたいと思っております。

『平成25年度より地域担当職員が配置されます！』

馴柴まちづくり協議会(以下「協議会」という。)が設立されると、協議会と龍ヶ崎市が対等の立場で地域コミュニティの活動を推進する仕組みとして、龍ヶ崎市役所より地域担当職員が配置されます。地域担当職員は、協議会の会合に参加し、地域の実情やニーズを把握しながら、地域と市役所関係課とのパイプ役となつて、地域課題を解決するために協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

なお、地域担当職員はコミュニティセンターに常駐するものではありません。

新たな組織の名称は「駒柴まちづくり協議会」 5月からスタートします！

設立準備会での話し合いの結果、新たな地域コミュニティ組織の名称は「駒柴まちづくり協議会」に決まりました。駒柴まちづくり協議会が取り組む主な活動を紹介します。

1. 駒柴地区防災訓練を実施します。

駒柴地区内の自主防災組織や駒柴小学校と連携し、駒柴小学校において地域住民と子どもが共に参加する地区防災訓練を実施します。また、駒柴地区避難所運営マニュアルの作成を検討していきます。

2. 防犯活動の充実化を図ります。

防犯活動を実施する区・自治会・町会や防犯連絡員などに対して、活動のための資器材を支援します。また、区・自治会・町会が維持管理している防犯灯の蛍光灯交換費用の一部を助成します。



3. 花いっぱい運動を盛り上げます。

地区内の各団体などが協力し、11年続いている佐貫停車場線（佐貫駅と市役所を結ぶ道路）の花いっぱい運動などの環境美化活動を、より多くの協力を得ながら行います。



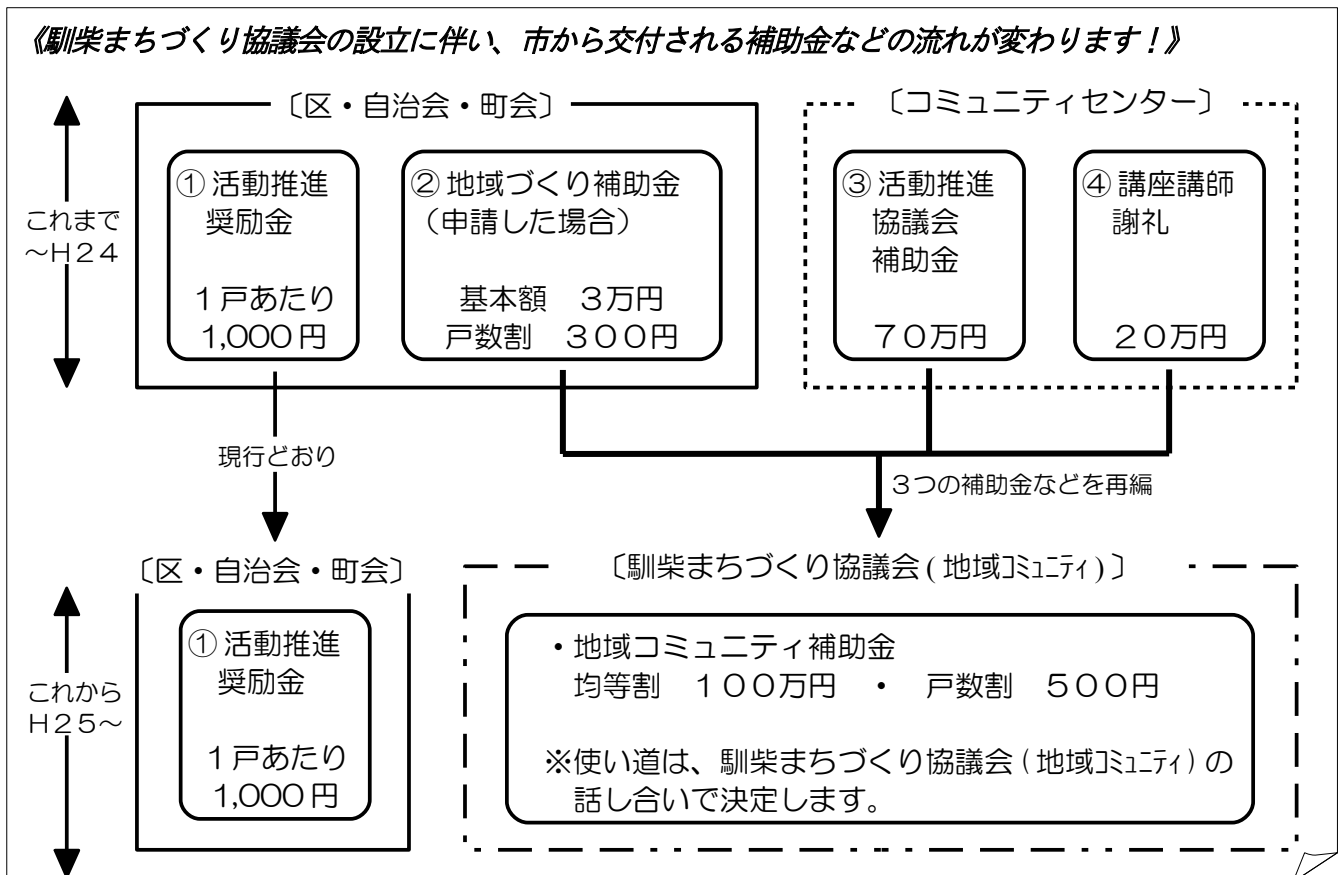
平成25年度収支予算（案）

収入の部

区 分	予算額	内 訳
1 市補助金	3,709,500 円	基本額 100 万円 + 戸数割 @500 円 × 5,419 戸
計	3,709,500 円	

支出の部

区 分	予算額	内 訳
1 防犯・防災委員会	360,000 円	防犯灯の助成：290 灯 × 1,000 円 = 290,000 円 防犯パトロール支援：10,000 円 地区防災訓練：50,000 円 防犯サポーター情報交換会：5,000 円 防犯研修会：5,000 円
2 健康・福祉委員会	135,000 円	高齢者見守り体制検討：25,000 円 昔遊び：30,000 円 高齢者向け体操支援：80,000 円
3 文教・体育委員会	1,050,000 円	青少年育成事業：150,000 円 コミュニティセンター活動推進協議会事業：630,000 円 (コミュニティセンター祭り、敬老の集い、歩け歩け大会、ゴルフ大会) コミュニティセンター講座：270,000 円
4 環境委員会	100,000 円	花いっぱい運動支援ほか地域の環境美化活動等： 100,000 円
5 住民自治組織活動委員会	1,656,690 円	区・自治会・町会活動応援金：1,656,690 円 26(住民自治組織数) × 21,000 円 + 5,289(戸数) × 210 円
6 事務費・広報紙発行	350,000 円	
7 予備費	57,810 円	
計	3,709,500 円	



馴柴まちづくり協議会規約（案）

（名称及び事務局）

第1条 本会は、馴柴まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を龍ヶ崎市馴柴コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）内に置く。

（目的）

第2条 協議会は、馴柴小学校区（以下「地区」という。）に居住する住民相互のつながりを深めるとともに、地区で活動する各種団体等が情報を共有し、連携協力して地区の課題解決を図ることによって、明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (2) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
- (3) 青少年育成・生涯学習の推進及び住民相互の交流・親睦に関すること。
- (4) 地域環境の保全に関すること。
- (5) 住民自治組織の活動の支援に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成に必要と認められること。

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、第2条に規定する目的に賛同する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 地区内で活動する別表に掲げる各種活動団体等の代表者
- (2) 前号に掲げる者が推薦する者
- (3) その他役員会の承認を得た者

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 委員長 各委員会1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 幹事 10名以内
- (7) 監事 2名

2 役員は、総会において委員の互選により選出する。

（役員の仕事）

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計業務を行う。
- (4) 委員長は、第13条に規定する委員会を総括する。
- (5) 事務局長は、協議会の事務を行う。
- (6) 幹事は、協議会の運営及び調整を行う。
- (7) 監事は、協議会の会計を監査する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

（総会）

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、第4条に規定する委員をもって構成する。

- (1) 定期総会は、年1回開催する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は委員の3分の2以上から請求があったときに開催する。

2 総会は、委任状を含む委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 4 総会の議長は、会長となる。

(総会の決議事項)

第10条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成する。

- 2 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。
- 3 役員会の決議は、出席した役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 役員会の議長は、会長となる。

(役員会の決議事項)

第12条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業の企画及び運営に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(委員会)

第13条 第3条に規定する事業を実施するため、協議会に次の委員会を置く。

- (1) 防犯・防災委員会
- (2) 健康・福祉委員会
- (3) 文教・体育委員会
- (4) 環境委員会
- (5) 住民自治組織活動委員会
- 2 委員会は、第4条に規定する委員をもって構成する。
- 3 委員会に委員長、副委員長、会計担当者及び広報担当者を置く。
- 4 委員会は、当該委員会の委員長が招集する。
- 5 委員会は、当該委員会に属する地域課題を解決するため、各種事業を実施する。

(経費)

第14条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報公開)

第16条 協議会の会計内容等は、原則として公開する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成25年5月25日から施行する。

別表（第4条関係）

馴染まちづくり協議会構成活動団体等

住民自治組織（区・自治会・町会）	馴染地区花いっぱい運動連合会	民生委員児童委員
馴染地区長寿会	馴染コミュニティセンター活動推進協議会	青少年育成市民会議馴染支部
馴染小学校PTA	自主防災組織	防犯連絡員
子ども会	馴染コミュニティセンター	